



## 令和元年度長泉一般廃棄物最終処分場【地下水等検査項目】

上段:採水年月日、下段:測定結果が得られた日

検査項目	試料採取場所	4月14日	5月27日	6月29日	7月31日	8月31日	9月28日	10月31日	11月30日					備考
		4月23日	6月5日	7月9日	8月15日	9月10日	10月8日	11月8日	12月10日					
pH	上流井戸	8.3	8.3	9.1	7.7	7.3	7.1	7.1	7.1					一月毎に更新
	下流井戸	8.2	7.8	7.1	6.8	6.8	6.9	8.0	6.9					同上
電気伝導率 (mS/m)	上流井戸	45.0	26.0	24.0	48.0	45.0	57.0	60.0	58.0					同上
	下流井戸	41.0	43.0	50.0	59.0	64.0	67.0	54.0	69.0					同上
塩化物イオン濃 度(mg/L)	上流井戸	22.0	11.0	16.0	15.0	21.0	15.0	15.0	17.0					同上
	下流井戸	53.0	61.0	78.0	96.0	110.0	120.0	80.0	130.0					同上

令和元年度長泉一般廃棄物最終処分場【放流水等検査項目】

上段:採水年月日、下段:測定結果が得られた日

	基準値	4月14日	5月26日	6月16日	7月30日	8月31日	9月25日	10月28日	11月21日					備考
		4月23日	6月5日	6月24日	8月7日	9月10日	10月4日	11月8日	11月29日					
水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下	7.7	8.1	7.6	7.8	7.8	7.9	7.8	7.9					一カ月毎の更新
浮遊物質(SS)mg/L	1リットルにつき10ミリグラム以下	< 1.0	< 1.0	< 1.0	< 1.0	< 1.0	< 1.0	< 1.0	< 1.0					同上
生物化学的酸素要求量(BOD)mg	1リットルにつき20ミリグラム以下	< 0.5	0.8	< 0.5	< 0.5	0.8	0.8	< 0.5	< 0.5					同上
化学的酸素要求量(COD)mg/L	1リットルにつき90ミリグラム以下	8.8	8.5	9.2	9.4	12.0	9.9	11.0	11.0					同上
全窒素(T-N)mg/L	1リットルにつき120ミリグラム以下	18.0	17.0	16.0	14.0	16.0	15.0	15.0	15.0					同上

令和元年度長泉一般廃棄物最終処分場 地下水質基準 分析結果 (年1回項目)

検査項目	単位	上流井戸 分析結果	下流井戸 分析結果	基準値
アルキル水銀	mg/l	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと。
総水銀	mg/l	< 0.0005	< 0.0005	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
カドミウム	mg/l	< 0.0003	< 0.0003	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
鉛	mg/l	< 0.005	< 0.005	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	mg/l	< 0.02	< 0.02	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
砒素	mg/l	< 0.005	< 0.005	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
全シアン	mg/l	< 0.1	< 0.1	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと。
トリクロロエチレン	mg/l	< 0.001	< 0.001	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	mg/l	< 0.0005	< 0.0005	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
ジクロロメタン	mg/l	< 0.002	< 0.002	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	mg/l	< 0.0002	< 0.0002	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1・2-ジクロロエタン	mg/l	< 0.0004	< 0.0004	1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1・1-ジクロロエチレン	mg/l	< 0.002	< 0.002	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1・2-ジクロロエチレン	mg/l	< 0.004	< 0.004	1リットルにつきシス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム以下
1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	< 0.0005	< 0.0005	1リットルにつき1ミリグラム以下
1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	< 0.0006	< 0.0006	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
1・3-ジクロロプロペン	mg/l	< 0.0002	< 0.0002	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	mg/l	< 0.0006	< 0.0006	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	mg/l	< 0.0003	< 0.0003	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	mg/l	< 0.002	< 0.002	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	mg/l	< 0.001	< 0.001	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	mg/l	< 0.002	< 0.002	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
1・4-ジオキサン	mg/l	< 0.005	< 0.005	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
クロロエチレン	mg/l	< 0.0002	< 0.0002	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	0.2	4.9	1リットルにつき10.00ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.14	< 0.08	1リットルにつき0.80ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	mg/l	< 0.1	< 0.1	1リットルにつき1.00ミリグラム以下
ダイオキシン類	pg/l	0.078	0.00037	1リットルにつき1.00ピコグラム以下
備考				
「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。				

令和元年度長泉一般廃棄物最終処分場 放流水排水基準 分析結果 (年1回項目)

検査項目	単位	分析結果	基準値
アルキル水銀化合物	mg/l	< 0.0005	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	< 0.0005	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
カドミウム及びその化合物	mg/l	< 0.003	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下
鉛及びその化合物	mg/l	< 0.01	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
有機磷化合物	mg/l	< 0.1	1リットルにつき1ミリグラム以下
六価クロム化合物	mg/l	< 0.04	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
砒素及びその化合物	mg/l	< 0.01	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下
シアン化合物	mg/l	< 0.1	1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	< 0.0005	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
トリクロロエチレン	mg/l	< 0.01	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	mg/l	< 0.005	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
ジクロロメタン	mg/l	< 0.02	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
四塩化炭素	mg/l	< 0.002	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
1・2-ジクロロエタン	mg/l	< 0.004	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1・1-ジクロロエチレン	mg/l	< 0.02	1リットルにつき1ミリグラム以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	< 0.04	1リットルにつき0.4ミリグラム以下
1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	< 0.005	1リットルにつき3ミリグラム以下
1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	< 0.006	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
1・3-ジクロロプロペン	mg/l	< 0.002	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
チウラム	mg/l	< 0.006	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
シマジン	mg/l	< 0.003	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
チオベンカルブ	mg/l	< 0.02	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
ベンゼン	mg/l	< 0.01	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
セレン及びその化合物	mg/l	< 0.01	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
1・4-ジオキサン	mg/l	< 0.05	1リットルにつき0.5ミリグラム以下
ダイオキシン類	pg/l	0.0029	1リットルにつき10ピコグラム以下
ほう素及びその化合物	mg/l	0.5	1リットルにつき10ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.2	1リットルにつき8ミリグラム以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	15	1リットルにつき100ミリグラム以下
水素イオン濃度(水素指数)	mg/l	8.1	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	mg/l	0.8	1リットルにつき60ミリグラム以下
化学的酸素要求量	mg/l	8.5	1リットルにつき90ミリグラム以下
浮遊物質	mg/l	< 1.0	1リットルにつき60ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l	< 0.5	1リットルにつき5ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l	< 0.5	1リットルにつき30ミリグラム以下
フェノール類含有量	mg/l	< 0.05	1リットルにつき5ミリグラム以下
銅含有量	mg/l	< 0.1	1リットルにつき3ミリグラム以下
亜鉛含有量	mg/l	< 0.1	1リットルにつき2ミリグラム以下
溶解性鉄含有量	mg/l	< 0.1	1リットルにつき10ミリグラム以下
溶解性マンガン含有量	mg/l	< 0.1	1リットルにつき10ミリグラム以下
クロム含有量	mg/l	< 0.04	1リットルにつき2ミリグラム以下
大腸菌群数	mg/l	0	1立方センチメートルにつき日間平均3,000個以下
窒素含有量	mg/l	17	1リットルにつき120(日間平均60)ミリグラム以下
磷含有量	mg/l	< 0.06	1リットルにつき16(日間平均8)ミリグラム以下

備考

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

5 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。